



NICHIZEI journal

中小企業の活性化へ 経営に役立つ会計ルールが誕生

中小企業の経営者が、自社の経営状況を把握できる——。
そんな新しい「会計」のルールを作り上げるため、各方面で議論が行われてきた。
その集大成として、今年2月、中小企業庁と金融庁を共同事務局とした検討会が発足。
ついに、ユーザーの立場で作りに上げられた新しい「会計」が動き出す。

税理士業務にも影響が生じる!?

中小企業の会計に関する議論が活発化したのは、今から10年ほど前にさかのぼる。当時、中小企業の会計については「基準」となるものが3つ存在していた。①中小企業庁の「中小企業の会計に関する研究会報告書」、②日本税理士会連合会の「中小会社会計基準」、③日本公認会計士協会の「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」だ。

その後、平成17年に会社法が成立し、会計参与制度がスタート。同制度の適正な運用を図るため、また、3つの「基準」による現場の混乱を解消するため、3団体に企業会計基準委員会（ASBJ）が加わり、会計処理の統一的な基準が作られた。それが、平成17年8月に公表された「中小企業の会計に関する指針」だ。

その後、日本税理士会連合会では、同指針をベースとした「中小企業の会計に関する指針の適用に関するチェックリスト」を作成。チェックリストを活用した優遇融資は全国に広まり、現在、110を超える金融機関で導入されてい

る。また、信用保証協会でも保証料率の割引を実施しており、関与先の資金繰りを支援するため、多くの税理士がチェックリストを活用している。

会計の質の向上を目指すも 経営者は「理解しにくい」

「中小企業の会計に関する指針」を作成した後も、関係4団体は継続的に見直しを行ってきた。その目的は、同指針が中小企業に広く受け入れられ、会計の質の向上に役立つと共に、今後の取引実態に合わせて合理性を一層高めるためだ。しかし、指針を作り上げ、見直しを行っているのは、会計の実務家や精通者たち。中小企業の会計指針といえども、そのレベルと実用性は大きく乖離し、現場の経営者からも「高度かつ複雑」「理解しにくい」「会計処理の選択の幅が限定的」「中小企業の商慣行や会計慣行の実態に必ずしも即していない部分がある」といった厳しい意見が寄せられていた。

さらに問題となったのが、非上

場会社によるIFRSの対応だ。日本国内でも会計制度をIFRSにコンバージョンする動きが加速し、それにともない非上場会社、とりわけ大部分を占める中小企業の会計制度のあり方について改めて検討する必要が生じてきた。

こうした状況を受け、中小企業庁は昨年2月に「中小企業の会計に関する研究会」を発足。さらに、同年3月には日本商工会議所、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本経済団体連合会、企業会計基準委員会による「非上場会社の会計基準に関する懇談会」が設置された。

現場のユーザーとして 経営に役立つ会計を協議

一見、過去の繰り返しのようにも思えるが、従来とは大きく異なる点がある。たとえば、中小企業庁の研究会には多くの中小企業関係者が参加し、会計の「ユーザー」としての立場から白熱した議論を展開。また、5団体による懇談会の報告書でも、「経営者が自社の

Digest ダイジェスト

業界トピックス

② 成年後見制度を支援

マネージメント・ポリシー

③ 業界初のエコ税理士法人

業界トレンド

④ 所長同士が戦略的合併

報酬自動支払制度

⑥ 「開業前に利用を決意」

インタビュー

⑦ 「新しい会計が動き出す」

税務会計情報

⑧ 相続対策に異変あり!?

Leader's Eye

⑨ わたしの事務所スタイル

財産の状況や経営の状況を把握することに役立つことが重要であり、経営者にとって理解しやすく、作成事務が最小限で対応可能であり、簡素で安定的なものを指向する必要がある」と指摘している。

中小企業経営者が使える新しい会計のルールを作らないといけな——。懇談会・研究会による提言を受け、今年2月、その集大成として「中小企業の会計に関する検討会」が発足した。中小企業庁と金融庁が共同事務局を務め、その下に20人の委員による「ワーキンググループ」を設置、実務的な検討が精力的に行われている。

ワーキンググループでは、すでに検討内容をまとめる段階に入ったが、今回の新しい会計ルールについて、税理士業界では受け止め方に温度差があるようだ。しかし、ワーキンググループの委員に話を聞くと、「新しい会計ルールは、税理士事務所のビジネスモデルを大きく変える可能性もある」と警告する。経営に役立つ会計は、税理士業務にどのような影響をもたらすのか——。

(7面に関連記事)